

「財産評価」「税額計算」「遺産分割」「節税対策」
4つの視点で相続のしくみがザックリわかる！

家族をしっかりと守る 相続 超入門

2024年3月7日発行

株式会社あさ出版(代表取締役:田賀井弘毅、所在地:東京都豊島区)はエッサム 著『家族をしっかりと守る 相続 超入門』を2024年3月7日(木)に刊行いたします。

相続の基本から相続税のしくみ、遺産分割、節税対策まで

突然やってくるのが相続の問題。家族を亡くした悲しみにくれる間もなく、10か月の間に、遺言書の確認、相続財産の調査、相続分割協議などを進め、相続税の納付までたどりつかなければなりません。

そこで本書では、「次世代に迷惑をかけずに財産を引き継ぎたい」「親が亡くなるまでに相続について知っておきたい」という人のために、相続の基本を1冊にまとめました。相続の流れを紹介するとともに、財産の評価方法、相続税の計算方法、遺産分割のルール、相続税対策の4つの視点で基礎知識を解説。専門家に相続手続きの相談をする前に読んでおくと、相続の準備がしやすくなります。

タイトル:家族をしっかりと守る 相続 超入門

著者:株式会社エッサム 監修者:税理士法人トゥモローズ

編集協力:円満相続を応援する士業の会

ページ数:200ページ ISBN:978-4-86667-669-2

価格:1,760円(10%税込) 発行日:2024年3月7日

【目次】

プロローグ 押さえておきたい相続と相続税の超・基本

第1章 相続財産の「価値」を理解する

第2章 相続税の「しくみ」に強くなる

第3章 遺産分割の「ルール」を学ぶ

第4章 相続税対策の「王道」を知る

【著者プロフィール】

著者 株式会社エッサム

昭和38年(1963年)の創業以来、一貫して会計事務所及び企業の合理化の手段を提供する事業展開を続けております。社是である「信頼」を目に見える形の商品・サービスにし、お客様の業務向上に役立てていただくことで、社会の繁栄に貢献します。

監修者 税理士法人トゥモローズ

相続税申告を中心に相続を専門に取り扱う税理士法人。年間300件超の相続税申告やその他多数の相続に関する相談を取り扱っています。“お客様の思いを幸せな明日へ”を信条とし、謙虚に、素直に、誠実にお客様目線を徹底的に貫くサービスに定評があります。

編集協力 円満相続を応援する士業の会

遺産相続は、場合によっては親族間での遺産争いになることがあり、「争続(争族)」などと揶揄されることがあるほどトラブルの生じやすい問題でもあります。そのような問題をはじめ、色々な悩み事の解決を総合的に行っている事務所です。遺言や贈与、信託はもちろんのこと、円満な相続を行っていただく為のお手伝いをします。



書評・著者インタビュー等のご検討をいただければ幸いです。情報掲載、画像提供の問い合わせ

古垣(フルガキ) TEL:03-3983-3225 090-4424-6911 furugaki@asa21.com

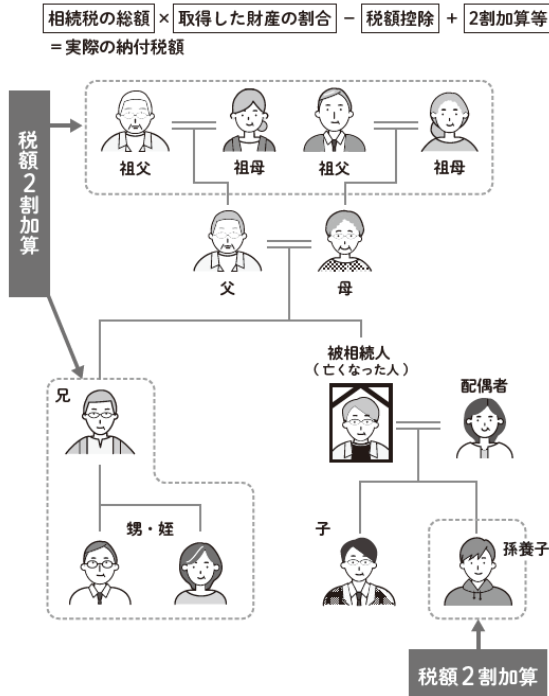
株式会社あさ出版 東京都豊島区南池袋2-9-9 第一池袋ホワイトビル6階

押さえておきたい相続と相続税の超・基本を豊富な図とともに解説！

※以下、本書より一部抜粋

突然の相続で慌てないために…… 相続の基本を知る

▼法定相続人でも、被相続人の孫養子、兄弟姉妹、甥・姪は、相続税2割加算の対象



財産の種類別に評価方法を解説！ 相続財産の「価値」を理解する

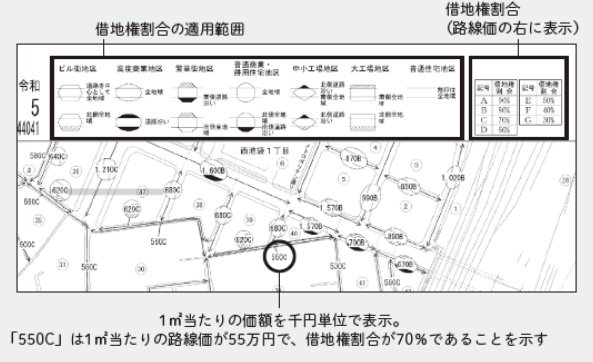
▼土地評価の基本となる「自用地」の評価方法

路線価方式 相続税路線価 × 補正率 × 土地の面積

相続税路線価の調べ方 (国税庁サイト)

年度 → 都道府県名 → 路線価図 → 市区町村名 → 路線価図ページ番号
数字が「路線価」、アルファベットが「借地権割合」

〈路線価図〉 ※補正率は国税庁サイトの「調整率表」で確認できる



倍率方式 固定資産税評価額 × 評価倍率

評価倍率の調べ方 (国税庁サイト)

年度 → 都道府県名
→ 評価倍率表 (「一般の土地等用」「大規模工場用地用」「ゴルフ場用地等用」から選ぶ) → 市区町村名

トラブルに巻き込まれないために！ 遺産分割の「ルール」を学ぶ

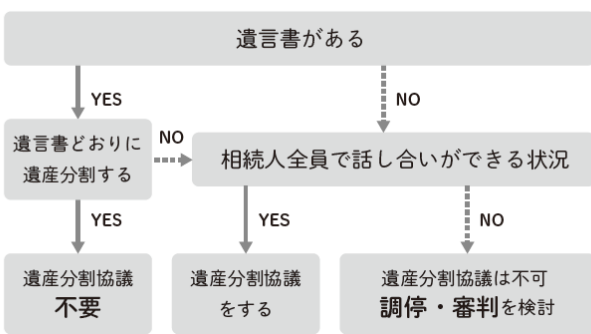
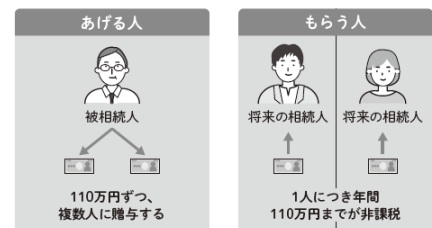
▼遺言書の種類と特徴

遺言書の種類	保管場所	検認	調べ方
自筆証書遺言 (遺言書情報証明書なし)	個人 (本人や弁護士)	要	なし
自筆証書遺言 (遺言書情報証明書あり)	法務局	不要	関係遺言書 保管通知
公正証書遺言	公証役場	不要	公証役場 「遺言検索」システム
秘密証書遺言	公証役場	要	公証役場 「遺言検索」システム

相続税を減らす方法を解説！ 相続税対策の「王道」を知る

▼暦年贈与で相続財産を減らす

暦年課税	
財産をあげる人 (贈与者)	制限なし
財産をもらう人 (受贈者)	制限なし
非課税枠	贈与を受ける人ごとに年間110万円
非課税限度額を 超えた場合 (課税額)	(贈与額 - 110万円) × 超過累進課税 (10~55%)
贈与税の申告	年間110万円を超えると申告が必要
贈与者が亡くなった場合の 相続税	原則として相続財産に加算する必要はない。ただし、相続開始前7年間に受けた贈与財産は相続財産に加算
利用できる回数	制限なし。ただし、相続時精算課税の選択後は利用できない



書評・著者インタビュー等のご検討をいただければ幸いです。情報掲載、画像提供の問い合わせ
古垣 (フルガキ) TEL : 03-3983-3225 090-4424-6911 furugaki@asa21.com
株式会社あさ出版 東京都豊島区南池袋2-9-9 第一池袋ホワイトビル6階